

鶴見区制 100 周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱

令和 7 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 100 周年を区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげていくため、鶴見区又は鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する事業以外で、実行委員会が認めた市民活動団体等公益性を有する団体及び企業等（以下「団体等」という。）が行う鶴見区制 100 周年を祝うための事業を、鶴見区制 100 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として認定することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の対象基準)

第 2 条 認定の対象となる事業は、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 鶴見区制 100 周年を盛り上げるため、区民が主体となり企画・運営し、又は実施する事業
- (2) 鶴見区全域を対象としている事業
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 12 月 31 日までに終了する事業

2 前項第 1 号の「区民」には、鶴見区民に限らず、鶴見在勤・在学の方や鶴見にゆかりのある方の他、地理的又は歴史的に鶴見区と深いかわりのある団体等も含めるものとする。

(適用除外)

第 3 条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 この要綱は横浜市が主催する事業には適用しない。

(認定の内容)

第4条 認定の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鶴見区制 100 周年記念認定事業」の名称の使用承認及び広報の協力
- (2) 「鶴見区制 100 周年記念記録集（仮称）」への掲載

（申請）

第5条 関連事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴見区制 100 周年記念関連事業認定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業計画書
- (2) 関連事業に関する収支予算書
- (3) 実施団体等の規約類
- (4) その他必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する申請者又は事業について、実行委員長が必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) 鶴見区の共催又は後援の名義使用承認を既に受けている事業で、当該承認申請時に提出した書類の内容に変更がないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、実行委員長が特に認める事業

3 前項の規定により書類の添付を省略する場合、申請者は、鶴見区制 100 周年記念関連事業認定簡易申請書（様式第 1 号の 2）により申請することができる。ただし、実行委員長が審査上必要と認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

（認定の決定）

第6条 実行委員長は、前条の申請書の提出があった場合、認定の名義の使用を承諾したとき、又はそれらの不承諾の決定をしたときは、通知書（第 2 号様式）を申請者に送付するものとする。

2 認定が決定したとき、認定結果を直近の運営委員会に報告するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 前条の規定により通知を受けた者（以下「実施者」という。）が、申請内容を変更する場合には、鶴見区制 100 周年記念関連事業内容変更申請書（様式第 3 号）を、速やかに実行委員長に提出するものとする。ただし、変更の内容が軽易なものの場合には、この限りでない。

2 実行委員長は、前項の書類の提出を受けたときは、実施者に対し鶴見区制100周年記念関連事業認定変更決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実施報告書の提出)

第8条 実施者は、関連事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業報告書
- (2) 関連事業に関する収支決算書
- (3) その他必要と認める書類

(認定決定の取消し)

第9条 実行委員長は、実施者が認定内容を関連事業以外に利用し、又は認定の決定に関して付した条件に違反したときは、認定決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 実施者に対しては、鶴見区制100周年記念関連事業認定取消決定通知書(様式第9号)により通知する。

(調査等)

第10条 実行委員長は、実施者に対して関連事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行し、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長 様

団 体 名
代表者名
住所（所在地）
担当者名
電話番号
メールアドレス

鶴見区制100周年記念関連事業認定申請書

鶴見区制100周年記念関連事業として認定を受けたいので、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

事業名 _____

（添付書類）

- 1 関連事業に関する事業計画書（別紙 1）
- 2 関連事業に関する収支予算書（別紙 2）
- 3 実施団体等の規約類
- 4 その他

別紙 1(様式第 1 号関係)

関連事業に関する事業計画書

< 事 業 名 >	
< イベント・小事業名 >	
< 実 施 年 月 日 >	
< 場 所 ・ 会 場 >	
< 対 象 とする人 >	
< 内 容 > ※事業の趣旨、内容、対象者数等できるだけ詳細に記入してください。記入しきれない場合等は別紙を添付してください。 ※小事業・イベントごとに一枚記入してください。	

別紙 2 (様式第 1 号関係)

関連事業に関する収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	備考
合計		

(支出の部)

(単位：円)

[illegible]

様式第1号の2（第5条関係）

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長 様

団 体 名
代表者名
住所（所在地）
担当者名
電話番号
メールアドレス

鶴見区制100周年記念関連事業認定簡易申請書

鶴見区制100周年記念関連事業について認定を受けたいので、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第5条第3項に基づき、次のとおり申請します。

事業名 _____

1 簡易申請に該当する理由

☐ 鶴見区の共催・後援の名義使用承認を既に受けている事業 (承認日: 年 月 日/担当課: /番号:)
☐ その他、実行委員長が特に認める事業又は団体 ()

2 確認事項

☐ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業ではありません。
☐ 専ら営利を目的とする事業ではありません。
☐ 区民全体を対象とする事業です。
☐ 公序良俗に反する事業ではありません。
☐ 関連するすべての申請内容に虚偽はありません。
☐ 実行委員長が審査上必要と認める場合は、追加資料の提出に応じます。

3 添付書類

☐ 同事業に関する鶴見区への共催・後援名義申請書類一式
☐ 同事業に関する鶴見区の共催・後援名義承諾通知書
☐ その他 ()

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会事務局へ連絡してください。

様式第2号(第6条第1項関係)

(申請者)

第 号
年 月 日

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

鶴見区制100周年記念関連事業認定 決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました鶴見区制100周年記念関連事業に関する認定申請については、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第6条に基づき、次のとおり決定しましたので通知いたします。

1 事業名 _____

2 決定内容 「鶴見区制100周年記念関連事業」として認定します。

3 条件

申請者が認定内容を関連事業以外に利用し又は認定の決定に関して付した条件に違反したときは、認定決定の全部又は一部を取り消すことがありますので、注意してください。

年 月 日

鶴見区制 100 周年
記念事業実行委員長 様

団 体 名 _____
代 表 者 名 _____
住 所（所在地） _____

鶴見区制100周年記念関連事業内容変更申請書

令和 年 月 日付けで決定をいただきました（事業名）
の鶴見区制 100 周年記念関連事業（認定）につき、次のとおり事業
内容を変更いたします。

事 業 名		
開催年月日・時間		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

様式第4号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

鶴見区制100周年記念関連事業認定 変更決定通知書

令和 年 月 日に変更申請のありました(事業名)
_____については、鶴見区制100周年記念関連事業の
認定に関する取扱要綱第7条第2項に基づき、次のとおり決定しま
したので通知いたします。

1 決定の内容

(承認 ・ 不承認)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

鶴見区制100周年

記念事業実行委員長 様

団体名

代表者名

住所(所在地)

鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書

鶴見区制100周年記念関連事業に係る実績を、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 名称

(添付書類)

- 1 関連事業に関する事業報告書(別紙 3)
- 2 関連事業に関する収支決算書(別紙 4)
- 3 その他

別紙 3（様式第 5 号関係）

関連事業に関する事業報告書

< 事 業 名 >	
< イベント・小事業名 >	
< 実 施 年 月 日 >	
< 場 所 ・ 会 場 >	
< 対 象 とする人 >	
< 内 容 > ※事業の趣旨、内容、対象者数等できるだけ詳細に記入してください。記入しきれない場合等は別紙を添付してください。 ※小事業・イベントごとに一枚記入してください。	

別紙 4 (様式第 5 号関係)

関連事業に関する収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

[illegible]

(支出の部)

(単位：円)

[illegible]

様式第9号(第9条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

鶴見区制100周年記念関連事業認定 取消決定通知書

令和 年 月 日に認定の決定通知をしました、(事業名)
については、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第9条第2項に基づき、次のとおり取消しすることに決定しましたので通知します。

1 取消しの理由

2 取消の内容